児童手当の現況届提出が原則不要となりました

児童手当制度の一部改正により、三好市では、児童手当・特別給付の受給者の方の6月1日現在の状況を公簿等で確認することにしています。このため、児童の養育状況が変わっていなければ、現況届の提出は原則不要となりますただし、次の「現況届の提出が必要な方」に該当している方については、現況届の提出が必要です。毎年6月1日を目途に児童手当を受給している方に案内を送付いたしますので、ご確認をお願いします。

現況届の提出が必要な方

- 1. 離婚協議中で配偶者と別居と申請した方(離婚協議中か離婚済みか、あるいは離婚協議を取りやめたかを三好市で把握できていない方も対象です)
- 2. 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が実際の居住地と異なる方
- 3. 単身赴任等のため、支給要件児童の住民票が三好市にない方
- 4. 法人である未成年後見人、施設・里親の受給者
- 5. その他状況を確認する必要がある方

また、児童手当等を受給中に次の変更事項があった方は、その都度、届け出てください。必要な届出が遅れたために、過払いが発生した場合は、過払い分を返還していただくことになりますので、すみやかなお手続きをお願いします

- 三好市外に住民票がある配偶者や児童の住所が変わったとき(国外転出入を含む)
- 婚姻や子の実親との事実婚により、一緒に児童を養育する配偶者等を有するに至ったとき(受給者が婚姻をし、その相手が受給者の子と養子縁組を行わない場合も、申立書が必要です)
- 離婚し、一緒に児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- 児童を養育しなくなったこと等により対象となる児童がいなくなったとき
- 転職等により、受給者の加入する年金が変わったとき
- ・ 受給者や配偶者が公務員になったとき

その他、不明な点等ありましたら、子育て支援課(電話 72-7648)までお問い合わせください。